

給与支払報告書等の作成及び提出について

# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

## 表紙下段

### —給与支払報告書の提出範囲について—

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。

※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。

- 在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出
- 退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

### —個人住民税等の特別徴収（給与からの差し引き）について—

翌年4月1日現在に在職する従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税等（市町村民税・道府県民税・森林環境税）は、法令により特別徴収（給与からの差し引き）が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。

※普通徴収（個人納付）の対象は、翌年3月31日までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

## 1 ページ【1. まとめ】

調書の種類	提出が必要となる場合	提出先	提出期限
給与支払報告書 (個人別明細書)	令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合 当該給与の受給者分 (市町村提出用1枚を提出してください。)	受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9～14ページ)に記載してあります。	令和7年 1月31日(金) まで
給与支払報告書 (総括表)	上記、個人別明細書を提出していただく場合 (提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。)なお、市町村によっては、葉書等で送付する場合がありますので、それを利用してください。		
給与支払報告に係る 特別徴収 給与所得者異動届出書  〔給与支払報告に係る 異動届出書と特別徴収 に係る異動届出書 が同じ様式になって います。〕	①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合	給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9～14ページ)に記載してあります。なお、特別徴収税額のある方で、令和6年1月1日と令和7年1月1日の住所地が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。	異動があった月の翌月 10日まで

## 1～2ページ【2. 給与支払報告書（個人別明細書）】

### 2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- ① 提出期限……………令和7年1月31日（金）
- ② 提出先……………受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。  
提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」（9～14ページ）に記載してあります。
- ③ 書き方……………給与支払報告書（個人別明細書）は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。  
国税庁ホームページの「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

## 1～2ページ【2. 給与支払報告書（個人別明細書）】

### 〈「摘要」欄の記載における留意事項〉

- 定額減税額に関する記載事項として、所得税の定額減税控除済額、控除しきれなかった額を記載してください。また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分の定額減税を実施した場合、その旨を記載してください。

## 3 ページ【3. 給与支払報告書（総括表）】

### 3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

## 5 ページ【4.給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書】

### 4. 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがって、令和6年1月1日と令和7年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度（6ページの(オ)欄参照）が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うこととなります。

- ① 提出しなければならない方……………令和7年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった方。

※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

## 7ページ 異動届出書（転勤・転籍の場合）

### 記載例（転勤・転籍 特別徴収継続の場合）

<p><b>注意事項等</b></p> <p>1 本書は、特別徴収の個人都市村民、道府県民、林業従事者（自給）を給与している又は特別徴収の給与支払報告書を出した従業員等が、異動（転勤・転籍）した場合には提出しなくてはなりません。</p> <p>2 異動届出書の提出は、異動の日（転勤の場合は異動の日、転籍の場合は住所変更の日）の前月10日までです。従業者等の住所変更のみの場合には、従業者等が異動届出書を提出するまで、給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。</p> <p>3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。</p>	<p><b>受付印</b></p> <p style="font-size: 24px; font-weight: bold;">7</p>	<p>給与支払報告書 <b>特別徴収</b> に係る給与所得者異動届出書</p>	<p>整理番号</p> <p>6年度 特別徴収指定番号 <b>777777</b> 氏名番号 <b>1</b></p> <p>7年度 特別徴収指定番号 <b>06-xxxx-xxxx</b> 氏名番号 <b>xxxx</b></p>
<p>所在地 <b>530-0005</b> 大阪府 <b>大阪</b> 市 <b>町</b> 丁目 <b>番</b> 号</p> <p>住所 <b>大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号</b></p> <p>勤務先 <b>〇〇商事株式会社</b></p> <p>個人番号又は法人番号 <b>9876543210987</b></p>		<p>担当氏名 <b>淀川 一郎</b></p> <p>電話番号 <b>06-xxxx-xxxx</b></p>	
<p>フリガナ <b>オオサカ タロウ</b> <b>大阪 太郎</b></p> <p>氏名 <b>大阪 太郎</b></p> <p>生年月日 <b>3 - 1月 - 3日</b></p> <p>元号 <b>31</b> 年 <b>1</b> 月 <b>2</b> 日</p> <p>個人番号 <b>123412341234</b></p> <p>住所 <b>大阪市中央区久太郎町〇丁目〇番〇号</b></p>		<p>異動の事由</p> <p>1. 転勤・転籍</p> <p>2. 退職</p> <p>3. 死亡</p> <p>4. 休職</p> <p>5. 長欠</p> <p>6. 支払少額</p> <p>7. 支払不定期</p> <p>8. その他</p>	
<p>特別徴収税額 (年税額) <b>209,200</b></p> <p>徴収済税額 (年税額) <b>139,600</b></p> <p>未徴収税額 (年税額) <b>69,600</b></p>		<p>異動年月日 <b>7年 1月 31日</b></p> <p>異動後の未徴収税額の徴収方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 一括徴収 <input type="checkbox"/> 普通徴収 (本人が納付)</p>	
<p><b>1 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）</b></p>			
<p>所在地 <b>551-0003</b> 大阪府 <b>大阪</b> 市 <b>大正</b> 区 <b>千鳥</b> 丁目 <b>番</b> 号</p> <p>住所 <b>大阪市大正区千鳥△丁目△番△号</b></p> <p>フリガナ <b>△△ショウジカブシキカイシャ</b></p> <p>氏名 <b>△△商事株式会社</b></p> <p>個人番号 <b>9876543210123</b></p>		<p>特別徴収指定番号 <b>999999</b></p> <p>担当氏名 <b>佐藤 和泉</b></p> <p>電話番号 <b>06-△△△△-△△△△</b></p> <p>月割額 <b>17,400</b> 円 を <b>2</b> 月分</p> <p>受給者番号 <b>1</b></p>	
<p><b>2 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）</b></p>			
<p>1. 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。</p> <p>2. 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。</p>		<p>徴収予定額 (〇と同額) を右欄に記入</p> <p>左記の一括徴収した税額は、 <input type="text"/> 円 月分 (翌月10日納期限) で納入します。</p>	
<p><b>3 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①及び②に当てはまらない場合に記入してください。）</b></p>			
<p>1. 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。</p> <p>2. 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。</p> <p>3. 死亡による退職のため。</p>		<p>6年度 <input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は <input type="text"/> 円</p> <p>7年度 <input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は <input type="text"/> 円</p>	
<p>市町村処理欄</p>			

特別徴収指定番号及び氏名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。



# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

## 8 ページ 異動届出書 (退職 一括徴収の場合)

### 記載例 (退職 一括徴収する場合)

注意事項等

1 本書は、特別徴収の個人市町村民税、特別徴収の個人市町村民税(定額)を給与天引きして徴収するに際して、給与支払報告書(給与支払報告書)を作成し、提出するものです。  
 2 給与支払報告書(給与支払報告書)の提出は、給与支払報告書の提出期限(給与支払報告書の提出期限)までに提出する必要があります。  
 3 給与所得者が本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

受付印 7		給与支払報告書 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		整理番号	
大阪 市 町村長 令和 7 年 3 月 3 日 提出		所在地 530-0005 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号		担当氏名 総務課給与係 淀川 一郎		特別徴収指定番号 6年度 777777 7年度 2	
給与支払者 〇〇商事株式会社		個人番号又は法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		課税番号 06-xxxx-xxxx XXXX		特別徴収指定番号 7年度	
フリガナ 大阪 花子		姓 浪速		特別徴収税額 (年税額) 242,200		徴収済税額 (イ) 6 月分 181,900	
生年月日 3 月 5 日		年 1 月 2 日		未徴収税額 (ウ) 60,300		異動年月日 令和 7 年 2 月 28 日	
個人番号 5 6 7 8 5 6 7 8		住所 大阪市住吉区殿辻〇丁目〇番〇号		異動の事由 1. 転職・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他		異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収(本人が納付)	
① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)							
新しい勤務先(特別徴収義務者)		特別徴収指定番号		担当氏名		月割額 〇 円 を 〇 月分	
フリガナ		法人番号		受給者番号		納入書の要否	
② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)							
番号を記入 2		1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額を右欄に記入 60,300		左記の一括徴収した税額は、3 月分(翌月10日納期限)で納入します。	
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)							
番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		旧特別徴収処理年度 6年度 〇 月分以降の月割額は 〇 7年度 〇 月分以降の月割額は 〇	

特別徴収指定番号及び氏名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)を添付してください。

入力者	点検
1 特別徴収義務者を変更	
2 普通徴収切替	
3 一括徴収	
4 その他	
入力者	点検
1 特別徴収義務者を変更	
2 普通徴収切替	
3 一括徴収	
4 その他	

# 給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

## 8 ページ 異動届出書 (退職 普通徴収の場合)

記載例 (退職 普通徴収の (一括徴収しない) 場合)

<b>受付印</b> 7 大阪 市 町村長 令和 7 年 11 月 5 日 提出		給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書										整理番号					
所在地 〒530-0005 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇商事株式会社 個人番号又は法人番号 (右箱めでご記入ください) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		課税関係 担 係 氏 名 担 当 者 名 内 線 番 号 総務課給与係 淀川 一郎 06-xxxx-xxxx xxxx		6 年度 特別徴収番号 宛番号 7 年度 特別徴収番号 宛番号 777777 3		フリガナ オオサカ ジロウ 大阪 二郎 姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 171,200 円		(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期区分の場合→10月分 6 月分から 11 月分まで 10 月分まで 5 月分まで 71,800 円 99,400 円		異動年月日 令和 7 年 10 月 31 日		異動の事由 ※事業主及び従業員等の選定のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 2		異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付) 3	
生年月日 元号 3 1 3 日 1, 明治 2, 大正 3, 昭和 4, 平成 57 年 1 月 3 日		住 所 現在 大阪市西区新町〇丁目〇番〇号 異動後 大阪市淀川区十三東△丁目△番△号		① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。) 特別徴収指定番号 担 係 氏 名 担 当 者 名 者 電 話 番 号 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新機の場合のみ記載)		② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。) 番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((イ)と同額)を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期) で納入します。		③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。) 番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(イ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。									
注 意 事 項 等 1 本書は、特別徴収の (前) の市町村長 (税務課長) 宛に提出し、給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付するに際しては、特別徴収の給与支払報告書を出した従業員が、異動届 (転勤届) を提出し、給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。 2 給与所得者が、異動届 (転勤届) を提出し、給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。 3 給与所得者が、異動届 (転勤届) を提出し、給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。提出後、給与先から特別徴収の給与支払報告書 (国税) を給与先へ送付する。		田 6 年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検		田 7 年度 月分以降の月割額は 1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他 入力者 点検													

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) をご確認ください。

## 15ページ その他（定額減税）

### 【定額減税について】

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税において減税が実施されています。

しかしながら、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者※」の情報は、納税義務者からの申告がない限り把握できないことから、「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」がいる方については、令和7年度分の個人住民税における所得割額から1万円を減税することになっています。

このことから、令和6年分の源泉徴収票・給与支払報告書等には当該情報を記載することとし、この情報等を活用することで減税を行います。

記載すべき内容につきましては、この手引書1ページ〈「摘要」欄の記載における留意事項〉に示していますので、情報の記載にご協力をお願いいたします。

※納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の者。

## 15ページ その他（個人住民税等の特別徴収について）

### 個人住民税等の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税等の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和7年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。

